

大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金交付要綱

平成31年3月18日市民協働推進部長決裁

令和6年2月10日市民協働推進部長決裁

(趣旨)

第1条 市は、大崎市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年大崎市告示第54号）に定める隊員（以下「隊員」という。）が、任用期間の満了後、隊員として任用された事業で起業又は事業承継（以下「起業等」という。）した者の定住を支援するため、予算の範囲内において大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、任用期間が2年を経過した隊員のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 隊員の任用期間が満了した日から起算して1年を経過しない者
- (2) 隊員として任用された事業での起業等による収入の確保に期間を要し、生計維持が困難と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

- (1) 隊員の任用期間中に自己都合で退任した者又は市長が任用を取り消した者
- (2) 市税等に滞納がある者
- (3) その他市長が適当でないと認めた者

(助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付対象となる要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 隊員が市内に居住すること。
- (2) 起業等する事業が市の活性化に資するものであること。
- (3) 初めて助成金の交付決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から5年以上市内に住所を有する見込みがあること。

2 助成金は、助成対象者1人につき、交付決定日の属する年度から連続する3年度に限り交付するものとする。

3 前項の場合において、交付決定日の属する年度の翌年度及び翌々年度の助成金を交付するときは、前条第1項第1号の規定にかかわらず助成金を交付できるものとする。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付対象となる経費は、大崎市地域おこし協力隊起業等支援助成金交付要綱（平成31年大崎市告示第44号。以下「起業等支援助成金」という。）第4条に規定する助成金の交付対象となる経費を除き定住に必要な経費とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次の表に定める年度に応じた額を上限とする。

	年度	助成金額
1	交付決定日の属する年度	120万円
2	交付決定日の属する年度の翌年度	120万円
3	交付決定日の属する年度の翌々年度	42万円

2 前項の規定にかかわらず、交付決定日の属する年度の翌年度及び翌々年度の助成金の額は、当該年度の前年の収入に係る課税所得（助成金に係る課税所得分を除く。）の額を前項の表の該当する助成金の額から減じて得た額を上限とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、市長に大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 起業等計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 前年の所得を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、必要に応じて交付の条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、理由を付して大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(助成金変更承認申請等)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成定住者」という。）は、その交付決定後に助成事業（大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとする場合は、大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 起業等計画書（変更後のもの）
 - (2) 収支計画書（変更後のもの）
 - (3) 変更後の前年の所得を証する書類
 - (4) 納税証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成定住者は、起業等した事業を廃止又は市外へ転出しようとする場合は、大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金助成事業廃止承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を得るものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金変更交付決定通知書（様式第8号）により助成定住者へ通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による廃止又は市外へ転出しようとする申請があったときは、その内容を審査し、大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金助成事業廃止承認通知書（様式第9号）により助成定住者へ通知するものとする。

（実績報告及び現況報告等）

第9条 助成定住者は、助成金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日又は前条第2項の規定による事業の廃止の承認を受けた日から起算して10日以内のいずれか早い日までに、大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支報告書（様式第11号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成定住者は、起業等した事業の毎月の実施状況及び定住の状況を、翌月の10日までに、大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金現況報告書（様式第12号）により、市長に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告は、交付決定日から5年を経過する日の属する月まで継続するものとする。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金確定通知書(様式第13号)により助成定住者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 市長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成金を支払うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、第7条第1項により決定された交付決定額の9割を上限として、概算払をすることができるものとする。

2 助成金の交付を受けようとするものは、前条の確定通知を受けた日以後速やかに大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、概算払による助成金の交付を受けようとする者は、第7条第1項の交付決定通知を受けた日以後速やかに大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金概算払請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

4 助成定住者は、第1項ただし書の規定により既に支払われた助成金の額が前条の規定により確定した助成金の額を超えるときは、その超える部分の助成金を市長に返納しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、助成定住者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第8条第4項の規定により、助成事業を廃止したとき。

- (2) 虚偽の申請その他不正又は不適切な行為によって助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を定住の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 法令又はこの要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。
- (5) 交付決定日から5年未満に、市長の承認を得ずに自己都合で市外へ転出したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金交付決定取消通知書（様式第16号）により助成定住者へ通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成定住者に対して既に助成金を交付していたときは、大崎市地域おこし協力隊定住支援助成金返還命令書（様式第17号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条第1項第5号の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定日から市外へ転出までの期間（以下「定住期間」という。）に応じ、過年度に交付した助成金も合算し、次の表に定める額を返還させることができる。

定住期間	返還額
1年未満	助成金既交付額の100分の100
1年以上2年未満	助成金既交付額の100分の80
2年以上3年未満	助成金既交付額の100分の60
3年以上4年未満	助成金既交付額の100分の40
4年以上5年未満	助成金既交付額の100分の20

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。